

令和3年度税制改正に関する意見

2020年9月16日
日本商工会議所

基本的な考え方

(企業の事業継続・雇用維持に向けた財務基盤の強化が必要)

コロナ禍の影響は、インバウンド消滅による観光・サービス業への打撃、海外需要の減少による製造業の受注減など広範囲にわたり、わが国経済はかつてない危機的状況に直面している。緊急事態宣言は解除されたが、国内の感染者数は再び増加し、海外においても依然として感染拡大が続いており、企業や国民は感染拡大防止のために制約的な行動を強いられるという極めて特殊かつ困難な状況におかれている。

経済の長期停滞が想定される現下の状況では、企業の事業継続・雇用維持が最重要課題である。近年、企業の現預金の増加が問題視されてきたが、今般のコロナ禍のような有事において企業の存続には自己資本が重要であることが改めて認識された。もとより中小企業は、自己資本比率が低く、コロナ対応で増加した負債が将来の経営の足かせになりかねない。国は、「7割経済」にあえぐ地域の需要喚起策を着実に実施するとともに、中小企業の財務基盤の強化を促す施策の継続・強化が必要である。

(「ポスト・コロナ時代」を見据え、ビジネスモデルの変革を後押しする大胆な税制の実現)

わが国は、人口減少・少子高齢化、人手不足等といったこれまでの構造的課題に加え、コロナ禍によって、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中等、従来から行政・企業・地域経済が抱えていた課題が改めて浮き彫りとなった。

予てより中小企業は、こうした諸課題の克服に向け、事業承継による世代交代を進めつつ、積極的な設備投資による生産性向上や、商圏の拡大、人材の獲得、新事業領域への進出等を目的としたM&Aなど付加価値向上に資する取り組みを活発に進めている。

こうした取り組みにより、コロナ禍までは、中小企業の収益力（売上高経常利益率）、労働生産性（従業者一人当り付加価値）は緩やかながら着実に上昇しており、この流れを止めることなく加速させていく必要がある。活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化を急ぐとともに、デジタル化、経営資源集約・強化等、「ポスト・コロナ時代」を見据え、経済再生の原動力となるビジネスモデルの変革を強力に後押しする税制の整備が必要である。

一方、中小企業は、高度な技術を有するものづくり企業、地域に根差した経営により創業100年を越す老舗企業、ニッチなニーズに対応する小規模企業など多種多様な存在である。感染症拡大によって、国民はかつてない大きな不安に直面しているが、わが国は、こうした多様で分厚い中小企業層が各地域に集積することで安定的な社会を実現していることを改めて評価するべきである。

(不確実性に対処できる強靱な国づくり、地域の活性化)

「ポスト・コロナ時代」は、不確実性に対処できる強靱な国づくりが不可欠である。行政分野のデジタル化の推進、年々激甚化する自然災害に対する国土の強靱化、経済・食料・医療の安全保障の確保等に取り組むべきである。感染症対策のため、当分の間は、歳出拡大局面が続くと想定されるが、財政健全化は強靱な国づくりの基盤である。社会保障制度改革をはじめ、歳出改革は着実に進め、将来の安心の確保に努めるべきである。

また、多様な価値観を持つ個人や企業が、自由闊達に社会的課題に挑戦できる環境づくりを進める観点から、人材投資、まちづくり等による地方創生・地域活性化を一層推進すべきである。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 中小企業の事業継続・雇用維持に資する税制措置		
1. 財政基盤を強化し、地域の雇用を支える税制措置	…	3
2. 消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進	…	5
3. 地域の需要喚起に資する税制措置	…	6
4. 民間企業の主体的な感染防止対策を促すための税制措置の創設	…	7
II. コロナ禍を乗り越え、挑戦する中小企業を支援する税制措置		
1. 中小・中堅企業のビジネスモデルの変革を後押しする税制措置	…	7
2. 中小・中堅企業の挑戦を後押しする税制措置	…	8
3. デジタル化の促進	…	12
III. 消費税の価格転嫁の円滑化、インボイス制度への対応		
1. 消費税の円滑な価格転嫁の実現	…	15
2. 消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進（再掲）	…	15
3. 消費税制度の見直し	…	16
IV. 円滑な事業承継の実現に資する税制措置		
1. 事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善	…	17
2. 事業承継の円滑化に資する税制措置	…	20
V. 地域の強靱化・地方創生に資する税制措置		
1. 大規模災害に備え企業や地域の防災・減災対策を促す税制措置	…	22
2. 地方創生の推進、民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置	…	23
3. 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討	…	25
4. 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充	…	25
5. 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入	…	25
VI. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置		
1. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制の見直し	…	26
2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対	…	27
3. 女性の活躍促進、子育て世代支援の拡充	…	29
4. 納税環境整備・納税協力負担の軽減	…	30
5. 事業再生を支援する税制措置の拡充	…	35
6. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し	…	37
7. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	…	37
VII. 経済活動・国民生活に資する税制	…	38

I. 中小企業の事業継続・雇用維持に資する税制措置

1. 財務基盤を強化し、地域の雇用を支える税制措置

中小企業が生み出す雇用は、わが国の約7割（約3,220万人）を占めているが、近年、小規模企業の大幅な減少に伴い、地域の雇用の受け皿となっているのは中規模企業である。

一方、中小企業は損益分岐点比率が約9割にのぼり、コロナ禍による売上の減少が直ちに収支の悪化に直結する。わが国最大の雇用創出主体であり、地域経済の基盤である中小企業の事業継続・雇用維持を支えるため、「緊急経済対策」で措置された納税猶予制度等を継続・強化するとともに、以下の財務基盤の強化に資する税制措置が必要である。

(1) 事業継続に不可欠な資金繰りの改善、自己資本の充実を促す税制措置

①中小法人の軽減税率は税率15%のまま確実に延長すべき

中小法人の800万円以下の所得に係る軽減税率は、本則19%から15%へ引下げられている中で、本税制措置の平成30年度の適用件数は約96万件に上る等、中小企業の財務基盤を支えている税制であるといえる。

仮に、本税制措置が延長されない場合、中小企業からは、資金繰りの悪化により設備投資や雇用に影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられている。本税制措置は、税率15%を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

また、もとより中小企業の資金調達は金融機関からの借り入れに依存しており、財務基盤の安定化は中小企業にとって根源的な課題であることから、本税制措置は恒久化すべきである。

②中小・中堅企業の欠損金の繰越控除制度の拡充

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業の中には、リーマンショック時に生じた欠損金の一部が期限切れとなるケースが生じている。中小企業の経営の安定性を支援する観点から、期限切れを迎える欠損金については繰越期間の延長を認めるべきである。

また、今般のコロナ禍は中堅企業にも甚大な影響を及ぼしている。地域経済の中核を担う中堅企業の経営再建を支援するため、資本金1億円超10億円以下の法人に対して、繰越控除限度額を引き上げるべきである。

③中小・中堅企業の欠損金の繰戻し還付制度の拡充

コロナ禍による経営への影響はリーマンショックを超えていることから、災害損失と同様に、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度（2事業年度以上）に拡充し、中小・中堅企業の資金繰り支援を強化すべきである。

④建物等の減価償却方法の見直し

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、

償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

⑤納税猶予特例の適用を受けた企業に対する柔軟な対応

コロナ禍の影響により、事業等の収入に相当減少した企業に対して、1年間の納税猶予の特例が措置されている。

コロナ対応で企業の負債が大きく増加する等、企業の財務状況は大きく痛む一方で、国内・海外ともに需要回復の見通しが立たない企業は、経営再建まで長期間を要すると想定される。納税猶予特例の適用を受けた企業に対しては、その財務状況等を踏まえ、分割納付や更なる納付期限の延長等、柔軟な対応を検討する必要がある。

(2) 土地に係る固定資産税の一定期間の税額（課税標準）の据置等の緊急措置及び負担調整措置の延長等

近年の景気回復の中で、都市部を中心に地価が上昇しており、来年度予定されている固定資産税評価替えにより商業地等に係る固定資産税負担の大幅な増加が想定される。

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されているが、コロナ禍で中小企業の事業継続が瀬戸際にある中で、これ以上中小企業の税負担を増加させるべきではない。

土地に係る固定資産税の税額（課税標準）を一定期間据え置く等の固定資産税負担の軽減措置を講じるとともに、固定資産税の負担調整措置を継続すべきである。

(3) コロナ禍による売上減少事業者への地方税の負担軽減措置

①中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者に対する固定資産税の減免

中小テナントの事業継続を支援するため、民間においても家賃等を猶予・減免する動きが広がっている。こうした民間による取り組みを継続・強化する観点から、中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者における固定資産税の減免措置を創設すべきである。

②コロナ禍により売上が減少した事業者に対する事業所税の減免

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」とされており、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税である。中小企業の事業継続・雇用維持を支援する観点から、売上が一定程度減少した事業者に対して事業所税を減免すべきである。

(4) 雇用を促進する税制措置の創設

コロナ禍による経済への影響が長期化する中、雇用の維持が困難な状況になりつつある。一方、慢性的な人手不足に悩まされてきた事業者においては、将来の成長を見据えて人材確保に意欲的な企業も存在する。

地域の雇用環境を維持するとともに成長分野への雇用移動を促す観点から、雇用を増加させた企業に対する税額控除措置を創設するべきである。その際、非正規雇用労働者の正社員転換を行う中小企業への支援もあわせて行うべきである。

なお、制度設計にあたっては、多くの中小企業が利用できるように極力簡素な要件とする必要がある。

2. 消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進

(1) 企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき

商工会議所は、2023年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、全ての事業者に証憑書類の発行・保存・確認に係る経理事務に変更が必要となる等、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行すること、また仕入税額控除の対象から外れる免税事業者（約500万者）に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきたところである。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

しかしながら、多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。

国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべきである。

(2) インボイス凍結の間は、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を大胆に促進すべき

インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。

帳簿の電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。コロナ禍でデジタル化に対する機運が高まる中、小規模事業者に対する電子帳簿保存法の思い切った要件緩和を図るとともに、青色申告特別控除における電子化インセンティブを拡充することで、免税事業者が課税転換しやすい環境を整備すべきである。

3. 地域の需要喚起に資する税制措置

(1) 地域商工業者を応援するクラウドファンディングの活用促進

コロナ禍の影響により、地域のにぎわいや交流を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面している。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募る等、地域の需要喚起に資する取組が展開されている。

寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定 NPO 法人である場合に限られる。地域の活性化や需要喚起に資するといったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

(2) コロナ禍からの経済再生を見据えた中小企業の交際費課税の特例の拡充

交際費等の範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。取引先が限定されるケースが多い中小企業において、交際費等は取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であるため、交際費等の損金算入特例は広く活用されている。

経済再生には民間消費の喚起が不可欠である。中小企業における損金算入の上限（800 万円）を引き上げるとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり 5 千円以下）について上限を 1 万円程度まで引上げ、経済の早期回復に向けた環境整備を図るべきである。

(3) 内需拡大に資する住宅関連税制の拡充

①住宅ローン減税の控除期間の延長措置の延長等

内需の柱である住宅投資の活性化に向け、また 2021 年度末に適用期限を迎える住宅取得支援税制も見据え、住宅ローン減税の控除期間の延長措置（10 年→13 年）を延長すべきである。また、住宅取得等資金の贈与特例（非課税限度額 1,500 万円）を拡充すべきである。

②住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、内需を喚起する観点から、住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

③サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

高齢者の充実した暮らしを実現し、内需を喚起する観点から、サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税および不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

(4) 過重な自動車関係諸税のより一層の負担軽減の実現

自動車ユーザーが諸外国より高い負担を強いられている車体課税は、内需を喚起する観点からも、軽減すべきである。

特に、コロナ禍の影響で自動車市場が大幅に低迷する中で、取得時の課税負担である

環境性能割等の取得時の税負担の大幅な減税を行うべきである。また、期限切れを迎えるエコカー減税やグリーン化特例についても、現行制度の適用対象を維持しつつ、延長すべきである。

4. 民間企業の主体的な感染防止対策を促すための税制措置の創設

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、国、地方自治体の密接な連携の下で、検査体制の拡充と医療提供体制の安定を図るとともに、民間企業においても積極的に感染防止対策に取り組むことが求められる。

企業における主体的な感染防止対策を促進するため、企業が行うPCR検査費用や、感染した社員を保護するための施設の確保等に係る費用、営業所や店舗等におけるアクリル板の設置や換気設備の設置等の感染防止対策費用等について、予算措置に加えて、法人税等から税額控除できる措置を創設するべきである。

II. コロナ禍を乗り越え、挑戦する中小企業を支援する税制措置

1. 中小・中堅企業のビジネスモデルの変革を後押しする税制措置

(1) 価値ある事業を引き継ぎ、経営資源の集約・強化に取り組む中小企業を後押しする税制措置の創設

近年、国内市場の縮小、人手不足等を受け、商圏の拡大や人材の確保、商品・サービスの拡充・強化等を目的に、中小企業のM&Aが活性化している。

一方で、予てより、中小企業は経営者の高齢化や後継者難等に直面しており、今般のコロナ禍で景気の先行きに不透明さが増すことで、廃業の更なる増加が懸念される。

地域に密着しニッチな市場を担う中小企業や、高度な技術力によりサプライチェーンの一端を担う中小企業等、多様で分厚い中小企業の集積はわが国産業の基盤であるとともに、雇用の担い手として地域経済に安定をもたらす観点から、中小企業の価値ある事業を引き継ぎ、継続・発展させていくことが不可欠である。

しかしながら、中小企業のM&A・事業引継ぎの課題として、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、コロナ禍で引継ぎ先の企業の財務状況が悪化している可能性が高く、さらにリスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できない等、事業を譲り受ける企業にとってリスクの見積もりが極めて難しいため、事業引継ぎに躊躇する企業も少なくない。

中小企業が保有する人材、技術やノウハウ等を引継ぐとともに、事業拡大、第二創業・新事業展開等、ビジネスモデル改革に取り組む中小企業を後押しするため、中小企業の経営資源の集約・強化を促進する税制措置（経営資源集約化税制）を創設するべきである。

また、事業を引継いだ後のリスク緩和の観点から、合併時の繰越欠損金の引継ぎ要件やグループ通算制度における開始・加入時の繰越欠損金の利用制限を大幅に緩和する必要がある。

(2) コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復に資する地域未来投資促進税制の延長・拡充

平成 29 年度税制改正において創設された地域未来投資促進税制は、地方都市におけ

る物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とIoT で結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の回復に向けて、適用要件や申請手続きの簡素化を図りつつ、地域未来投資促進税制は延長すべきである。加えて、経済安全保障の観点からサプライチェーンの国内立地の重要性が改めて認識されたことから、サプライチェーンの強靱化等に資するよう税制の適用対象となる事業等を拡充すべきである。

また、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえ、サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する取組に対する新たなインセンティブ措置を検討すべきである。

(3) 場所にとらわれない働き方の推進に資する地方拠点強化税制の拡充

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業は、人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク導入が進みつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加するべきである。

(4) 新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設

国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るためには、人材に対する投資を積極的に行うことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。

新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。

また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

2. 中小・中堅企業の挑戦を後押しする税制措置

(1) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充・簡素化

日本商工会議所が2020年5月に実施した中小企業の設備投資の動向に関する調査では、2020年度に設備投資を「行う（予定含む）」企業は35.2%（昨年度比8.9ポイント減少）、「見送る（予定含む）」企業は39.0%（昨年度比11.7ポイント増加）との結果となった。コロナ禍の影響により、先行きが見通せないという不安の声が多く寄せられ、2019年度まで堅調だった設備投資に影響を及ぼしている。

景気後退局面を迎える中であって、わが国の積年の課題である生産性向上には中小企業の設備投資が不可欠であり、とりわけデジタル化を推進していくためにも、継続的な

支援措置が必要である。このため、令和2年度末で期限切れを迎える中小企業の設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制）は、引き続き措置すべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から「経営力向上計画」の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえ、資金調達の見通しを得てから設備投資を判断するケースが多いことから、計画申請等が間に合わない可能性がある。さらに、コロナ禍の影響が長期化し、経営の先行きの見通し自体が困難になっており、計画自体が作成困難な状況となっている。こうした中小企業の設備投資の実態を踏まえ、経営力向上計画の認定手続きについては、事後的な確認とするなど簡素化を図るべきである。

（2）中小・中堅企業の新事業展開を後押しする研究開発税制の延長・拡充

わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への継続的な後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 令和2年度末で期限切れを迎える「売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除上限及び控除率の上乗せ措置」、「中小事業者等の試験研究費増減割合 8%超の場合の上乗せ措置」を確実に延長すべき。
- ② 景気後退局面においても企業の研究開発投資額を途切れさせることのないよう、税額控除限度割合（総額型：登記法人税額の25%）の引上げ、研究開発費の繰越控除措置の復活等所要の措置を講じるべき。
- ③ 近年、SaaS型ソフトウェア開発（クラウドサービス等）が活発化しているが、税法上、SaaS型ソフトウェアは「自社利用目的のソフトウェア」に該当し、資産計上することになるため、研究開発税制の適用が困難となっている。デジタル化投資の妨げとならないよう、事務能率や経営組織の改善にかかる研究開発投資を研究開発税制の対象とすることや、税法上のソフトウェアの定義の見直し等所要の措置を講じるべき。
- ④ 中小企業において、単独で新たな事業を立ち上げるのは困難であり、外部との連携強化が重要である。独自の技術を有する研究開発型の中小企業やベンチャー企業と共同研究を行う場合の要件を緩和し、オープンイノベーションを推進すべき。また、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
- ⑤ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められていることから使い勝手が悪く、税制が活用されない原因となっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、一定期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とする等、大胆に運用面を改善すべき。
- ⑥ 新たに研究開発税制を利用しようとする中小企業において、過去3年間の試験研究

費を計算できないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。

- ⑦ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

（３）所得拡大促進税制の延長・要件変更

これまで中小企業は生産性向上を伴う持続的な賃上げを実施してきたが、日本商工会議所が 2020 年 6 月に実施した中小企業の賃上げの実態に関する調査（商工会議所早期景気観測調査）では、コロナ禍の影響に伴い、賃上げを実施する企業は約 2 割減と前年から大幅に減少し、その約 8 割を防衛的な賃上げが占める等、中小企業の厳しい経営実態を反映した結果となった。

景気後退局面において、多くの中小企業が雇用維持を優先せざるを得ない状況にある中であって、景気の早期回復を見据え、所得の拡大に貢献しようとする中小企業への支援措置は継続するべきである。このため、令和 2 年度末で期限切れとなる所得拡大促進税制は延長するとともに、厳しい経営環境にありながら、雇用維持・増加や賃上げに取り組む企業への支援を強化する観点から、総額要件（雇用者給与等支給額が前年度より増加）と、平均要件（継続雇用者給与等支給額が前年度比 1.5%以上増加）の二重となっている要件を緩和する等、制度の大胆な要件変更を図るべきである。

（４）業績連動給与の同族会社への適用

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の 3 類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきではなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）で、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から 3 カ月以内に限られ、3 カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（５）起業・創業の促進に資する税制措置

① 創業後 5 年間の法人税の減免措置

創業後 5 年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定し

ない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

② 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

（6）研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創業ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（7）人材の獲得・定着に資する税制措置

① 企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額5.5万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

② 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

③ 「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」の拠出限度額の引上げ

「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」における拠出限度額は月額2.3万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけiDeCoプラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の実現を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

3. デジタル化の促進

(1) デジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充

少額減価償却資産の特例は、中小企業約 55 万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

一方で、新しい生活様式に基づいたテレワークなど多様な働き方を実現すべく、デジタル機器（パソコンやソフトウェア、スマートフォン、マイクスピーカー等）を購入したことで、取得合計額の上限（300 万円）を超えてしまうケースも多い。

中小企業における業務のデジタル化および生産性向上の観点から、取得合計額の上限（300 万円）を上げたいうえで、本則化すべきである。

(2) 小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

日本商工会議所が 2019 年 8 月に実施した調査（中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査）では、小規模な企業ほど、帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高 1 千万円以下では約半数を占めている実態が明らかになった。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等経営面からもメリットが大きい。加えて、今般のコロナ対応において、融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引（EDI）の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。

安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも電子帳簿・電子申告に取り組みやすい環境が整備されつつある。行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与することから、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置の更なる拡充等、帳簿や証憑書類の電子化に取り組む個人事業者へのインセンティブ措置を講じるべきである。

あわせて、電子帳簿保存法における小規模事業者特例においても大幅な要件緩和が必要である。

(3) 電子帳簿保存法の要件緩和

電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、相互けんせい要件等、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。経理事務等のバックオフィスに人員を割けない中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが高い。

感染症拡大防止対策のため、中小企業においてもデジタル化への機運が高まる中で、この機会を逃すことなく、バックオフィスのデジタル化を促進するため、中小企業・小規模事業者の経理体制の実態を踏まえ、電子帳簿保存要件の抜本的な見直しが必要である。

なお、電子帳簿保存法は、あくまで書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを書面と同

等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討するべきである。

① 小規模事業者の経理体制の実態を踏まえた要件緩和

(事前の承認申請手続きの撤廃)

- ・ 小規模事業者においては、電子帳簿保存の承認申請を不要とするべきである。少なくとも期中での申請を認めるべきである。

(帳簿書類保存要件の緩和)

- ・ 帳簿書類の保存要件として、帳簿データを作成する場合の根拠となる会計手続きを定めた事務処理規程など「関係書類等の備付け」が必要とされている。小規模事業者の場合、経理体制は専任の経理担当者を置ける余裕は乏しく、経営者自らが経理事務を行っているケースも多く、大企業のような事務処理規程を求めるのは実態にそぐわない。一定の要件を満たした会計ソフトの導入した小規模事業者においては事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和すべきである。

(スキャナ保存要件の緩和)

- ・ スキャナ保存における適正事務処理要件として、請求書等を受領後、自署したうえで、概ね3営業日以内のタイムスタンプが求められている。さらに、スキャナ保存後の請求書等は、定期検査まで紙（原本）保存が必要とされている。
- ・ 適正事務処理要件については、小規模企業者の特例として、「定期的なチェック」を税理士が行う場合は「相互けんせい」が不要とされているが、小規模事業者（特に個人事業者）の経理体制の実態は、経理事務を経営者本人が行っているケースが多く、またコスト面から税理士の関与を受けられない者も少なくない。
- ・ こうした実態を踏まえ、改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者については、税理士の関与がなくとも「事務処理規程等の備付け」、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とするべきである。
- ・ また、「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするなど大胆な要件緩和を図るべきである。

② 中小企業のバックオフィスの実態を踏まえた要件緩和

- ・ 税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とするべきである。
- ・ 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とすべきである。
- ・ 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、ス

キャン後の原本を破棄可能とするべきである。

(4) 電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進

① 地方税における電子納税対象税目の拡充

地方税における電子納税については、2019年10月から地方税共通納税システムによる運用が開始されたが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。

複数の地域で事業を展開する事業者からニーズが強い固定資産税や自動車税等、法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

② e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

このため、e-TaxとeLTAXの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

③ 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の確実な実施

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が2020年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

(5) デジタル技術とデータ活用によるビジネスモデルの変革を推進する税制措置の創設

これまで、わが国は積極的にIT化を推進してきたが、多くの企業は、自社独自のシステムを構築したため、スピーディかつ柔軟なビジネス展開にシステムが対応できず、また構築したシステムの保守・運用・改修コストが重荷となる等の課題が指摘されてきた。

「ポスト・コロナ時代」において、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション=DX）が不可欠である。そのため、拡張性、柔軟性、コスト効率等に優れるク

クラウドソリューションの活用も含め、企業の DX に資する投資（SaaS 等のソフトウェア、AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス等）を促進する新たな税制措置を創設すべきである。

Ⅲ. 消費税の価格転嫁の円滑化、インボイス制度への対応

1. 消費税の円滑な価格転嫁の実現

(1) 外税表示を恒久化し、多様な価格表示方法を認めるべき

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置（消費税転嫁対策特別措置法第 10 条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めてきたところである。

2019 年 10 月の消費税率引上げ以降も、消費者からの価格引下げ圧力は依然として強く、特に 1 円単位で値付けを行う小売事業者等においては、企業努力をアピールするため、本体価格を表示することが重要な経営戦略となっている。また、軽減税率制度導入によって価格表示方法が多様化する中であっても、事業者が誤認防止措置を講じることで、小売の現場において価格表示を巡る大きな混乱は生じていないのが実情である。

消費税転嫁対策特別措置法は 2021 年 3 月末をもって失効するが、BtoC 事業者における円滑な価格転嫁を促す観点から、事業者が自社にあった表示方法を選択できるよう、消費者に対する誤認防止措置を前提に、外税表示を引き続き認めるべきである。

(2) 価格転嫁拒否行為の機動的な取締体制の継続

消費税転嫁対策特別措置法は、優越的地位の濫用規制の対象となる事業者や取引を大幅に拡大・画一的に規定することで、簡易・迅速な処理が可能となっている。転嫁対策特別措置法の失効後においても、消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締体制が継続されるよう、独占禁止法・下請法ガイドラインにおいて所要の措置を講じるべきである。

2. 消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進（再掲）

(1) 企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき

商工会議所は、2023 年 10 月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、全ての事業者に証憑書類の発行・保存・確認に係る経理事務に変更が必要となる等、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行すること、また仕入税額控除の対象から外れる免税事業者（約 500 万者）に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきたところである。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

しかしながら、多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に

取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。

国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべきである。

(2) インボイス凍結の間は、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を大胆に促進すべき

インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。

帳簿の電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。コロナ禍の中で、デジタル化に対する機運が高まる中で、小規模事業者に対する電子帳簿保存法の思い切った要件緩和を図るとともに、青色申告特別控除における電子化インセンティブを拡充することで、免税事業者が課税転換しやすい環境を整備すべきである。

3. 消費税制度の見直し

(1) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

軽減税率制度は2019年10月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきでなく、給付措置による低所得者対策を講じることができるよう、マイナンバーの利活用を一層促進するべきである。軽減税率制度は、将来的にはゼロベースで見直すべきである。

(2) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

(3) 消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置

- ① 中間納付制度について税理士・事業者への周知徹底、課税額の多寡によらず、任

意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設による消費税の滞納防止

- ② 「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上上の処理の差異の解消

(4) 消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置

福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除を認める措置の対象拡大等事業者負担の軽減措置が必要である。

IV. 円滑な事業承継の実現に資する税制措置

1. 事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善

平成 30 年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、中小企業経営者から高く評価されており、特例承継計画申請件数は、7,100 件（2020 年 7 月末現在）を超える等、活用が進んでいる。

一方、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。また、税理士等の専門家からは、抜本拡充前の一般措置と特例措置の統合等、法令の簡素化を求める声も寄せられている。

特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

(1) 申請手続きの緩和

①特例承継計画の提出期限（2023 年 3 月末）の延長

コロナ対応に迫われ、事業承継に関する取り組みが遅れている中小企業に配慮し、特例承継計画の提出期限を延長すべきである。

②災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化

災害発生等のやむを得ない事情があると認められる場合、その事情を記載した書類をあわせて提出することで提出期限内に提出されたものとみなす規定があるものの、実務上はその都度、都道府県の窓口で相談することとなっている。法省令等で「事業承継税制に係る相続税又は贈与税の申告期限が延長された場合は、その延長後の申告期限の 2 ヶ月前の日をもって、都道府県知事への認定申請期限とする」等の規定を設けるべきである。

③都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化

5 年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を 1 箇所にするべきである。

(2) 制度適用対象の拡大

①相続発生時における後継者の役員就任要件の撤廃

相続税の納税猶予における後継者要件として、「相続開始の直前において役員であること（先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く）」が定められているが、先代経営者が予期せず急逝した場合、後継者候補が必ずしも役員に就任しているとは限らないことから、相続時の後継者役員就任要件は撤廃すべきである。

②外国子会社株式の対象化

グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とすべきである。

③経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃

平成30年度税制改正において事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

(3) 制度適用後の不安解消

①書類提出の不備等に対する宥恕規定の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

②自社株贈与時に一般措置を利用した者に対する、相続発生時における特例措置への切り替えの容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③みなし相続時における後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族内筆頭株主要件）の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後5年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要

件)」「後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権を保有すること(同族過半数要件)」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること(同族内筆頭株主要件)」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件に拠らず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者(贈与者)が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用(みなし相続)する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わる可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後5年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。

このため、贈与税納税猶予適用後5年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用(みなし相続)する際の後継者要件(代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件)は撤廃すべきである。

④納税猶予適用後5年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内(原則として納税猶予適用後5年間)は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること(代表権要件)」「後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権を保有すること(同族過半数要件)」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること(同族内筆頭株主要件)」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後5年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤事業所等の建物を売却して買換える場合等に、特定資産買換えの圧縮記帳が認められる期間において、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること

平成31年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。

事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で

資産保有型会社に該当する可能性があり、6月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めるべきである。

⑥資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

(4) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

2. 事業承継の円滑化に資する税制措置

(1) 経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者1人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

(2) 相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

(3) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(4) 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

(5) 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

(6) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

(7) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき
- ④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき

- ⑤土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき
- ⑥コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

(8) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大等、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

V. 地域の強靱化・地方創生に資する税制措置

1. 大規模災害に備え企業や地域の防災・減災対策を促す税制措置

(1) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・水害等の大規模災害が相次ぐ中で、企業において、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。平成 31 年度税制改正において創設された中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業の BCP 策定を促進するものと期待されることから、適用期限を延長するとともに、感染症対策に資する設備や停電対策に資する蓄電池など対象設備の追加や対象企業の拡大等の拡充を図るべきである。あわせて、申請に必要な事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

(2) 地域の災害ハザードエリア等を踏まえた施設や住居の移転を促す税制措置の創設

地震や津波、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに促進するためには、地域全体における取り組みが求められていることから、都市計画法及び都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、災害ハザードエリアにある既存の施設又は住宅の移

転促進のための税制上の特例措置を創設すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた、企業における防災・減災設備投資減税や固定資産税の減免等も検討すべきである。

2. 地方創生の推進、民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充（再掲）

平成 29 年度税制改正において創設された地域未来投資促進税制は、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点と IoT で結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の回復に向けて、適用要件や申請手続きの簡素化を図りつつ、地域未来投資促進税制は延長すべきである。加えて、経済安全保障の観点からサプライチェーンの国内立地の重要性が改めて認識されたことから、サプライチェーンの強靱化等に資するよう税制の適用対象となる事業等を拡充すべきである。

また、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえ、サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する取組に対する新たなインセンティブ措置を検討すべきである。

(2) 地方拠点強化税制の拡充（再掲）

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業は、人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク導入が進みつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加するべきである。

(3) 都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長

わが国の持続的な成長を支える都市の国際競争力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例を延長等すべきである。

(4) 所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の延長

人口減少・高齢化の進展に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれる中で、所有者不明土地の円滑な利活用を促進する措置が必要である。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

(5) 古民家・空き店舗等の利活用を推進する小規模不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長・拡充

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重要となることから、「小規模不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置は引き続き延長すべきである。

あわせて、借地権上の建物の対象化や、対象不動産の譲渡期間要件の撤廃等要件の緩和が必要である。

(6) まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

(7) まちづくりに資する不動産税制の延長

- ①土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長
- ②土地・住宅用建物に係る不動産取得税の延長
- ③Jリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

(8) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(9) 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

(10) PFI 事業における固定資産税等の特例措置の拡充

民間の資金・ノウハウを活用するPFI事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、BOT方式（※）で整備される公共施設等に関し、利用料金等を収受して運営される施設等についても、固定資産税等を非課税とすべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

(11) まちづくりの重要な担い手である芸術文化、スポーツ関連施設に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等により経営が悪化し、存続の危機に瀕している。民間が所有する文化施設の事業継続を支援するため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

3. 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

4. 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

5. 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国 515 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業など新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

VI. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

1. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制の見直し

(1) 電子商取引が進展する中、時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(2) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(3) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(4) 地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約17%を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

(5) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

(1) 炭素税等の追加的なカーボンプライシングの導入に断固反対

わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。

このような状況下において、わが国で追加的に炭素税等のカーボンプライシングを導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発を阻害し、また、企業のイノベーション投資を抑制することから、長期戦略で提示したビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く。加えて、国際的なイコールフットディングが確保されていなければ世界全体での CO2 排出削減につながらないおそれもある。

こうした観点から、炭素税等の追加的なカーボンプライシングの導入には断固反対する。

(2) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約 8 割、損益分岐点比率が約 9 割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人 169 万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適

用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成 30 年度税制改正において、中小ガス事業者の一部については規制料金分野以外で取扱いが見直された。また、令和 2 年度税制改正において、電気供給業のうち、発電・小売事業（新規参入者を含む）については、特殊な課税方式が適用されることとなった。

しかしながら、見直しは一部にとどまり不公平な取り扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（３）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が約 9 割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約 88 万社の利用企業が増税になる等、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

（４）中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金 1 億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

（５）減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化等を背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業

の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

(6) リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準(IFRS)および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会(ASBJ)は、リースに関する会計基準とIFRS等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はIFRSの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

3. 女性の活躍促進、子育て世代支援の拡充

(1) 社会保障制度の見直しに関する考え方

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという、昔ながらの雇用・家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は、そのような標準モデルより共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化している。

また、被用者保険(厚生年金、健康保険)の保険料負担が生じる130万円の壁(手取額の目減りによる段差)は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第3号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税率10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成30年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

(3) 事業主拠出金の安易な用途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所は予めから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が0.25%から0.45%に、2020年度の料率は0.36%に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に用途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

(4) 所得控除制度の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300万円～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

4. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

(1) 電子帳簿保存法の要件緩和（再掲）

電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。

感染症拡大への対応のため、中小企業においてもテレワーク等が広がっているものの、経理事務等のバックオフィスに人員を割けない中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが高い。

コロナ禍により中小企業においてもデジタル化への機運が高まる中で、この機会を逃

すことなく、バックオフィスのデジタル化を促進するため、以下の電子帳簿保存要件の抜本的な見直しが必要である。

なお、電子帳簿保存法は、あくまで書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを書面と同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討するべきである。

① 小規模事業者の経理体制の実態を踏まえた要件緩和

(事前の承認申請手続きの撤廃)

- ・ 小規模事業者においては、電子帳簿保存の承認申請を不要とするべきである。少なくとも期中での申請を認めるべきである。

(帳簿書類保存要件の緩和)

- ・ 帳簿書類の保存要件として、帳簿データを作成する場合の根拠となる会計手続きを定めた事務処理規程など「関係書類等の備付け」が必要とされている。小規模事業者の場合、経理体制は専任の経理担当者を置ける余裕は乏しく、経営者自らが経理事務を行っているケースも多く、大企業のような事務処理規程を求めるのは実態にそぐわない。一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者においては事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和すべきである。

(スキャナ保存要件の緩和)

- ・ スキャナ保存における適正事務処理要件として、請求書等を受領後、自署したうえで、概ね3営業日以内のタイムスタンプが求められている。さらに、スキャナ保存後の請求書等は、定期検査まで紙（原本）保存が必要とされている。
- ・ 適正事務処理要件については、小規模企業者の特例として、「定期的なチェック」を税理士が行う場合は「相互けんせい」が不要とされているが、小規模事業者（特に個人事業者）の経理体制の実態は、経理事務を経営者本人が行っているケースが多く、またコスト面から税理士の関与を受けられない者も少なくない。
- ・ こうした実態を踏まえ、改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者については、税理士の関与がなくとも「事務処理規程等の備付」、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とするべきである。
- ・ また、「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするなど大胆な要件緩和を図るべきである。

② 中小企業のバックオフィスの実態を踏まえた要件緩和

- ・ 税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とするべきである。
- ・ 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携

している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とすべきである。

- ・ 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、3万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするべきである。

(2) 電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進（再掲）

行政手続簡素化の3原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

① 地方税における電子納税対象税目の拡充

地方税における電子納税については、2019年10月から地方税共通納税システムによる運用が開始されたが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。

複数の地域で事業を展開する事業者からニーズが強い固定資産税や自動車税等、法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

② e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

このため、e-TaxとeLTAXの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

③ 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の確実な実施

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が2020年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

(3) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

① 地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

② 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

③ 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④ 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること

- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

(4) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミーなど個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税など寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのIT化の推進・納税環境整備が不可欠である。

(5) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設によって、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は、一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提とされていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧

な説明を行う等の対応が望まれる。

(6) 納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する

(7) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

5. 事業再生を支援する税制措置の拡充

(1) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっている。このため、例えば、金融機関から債権を取得した事業再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同税制措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、企業再生税制の適用が認められる要件を拡大すべきである。

(2) 協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

(3) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、2013年4月1日から2022年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久

化すべきである。

(4) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

(5) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

(6) 保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

(7) 固定資産税の軽減措置

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(8) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(9) 事業引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(10) 納税の緩和制度の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用については、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を減免する特例措置を講じることにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(11) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達 9-6-1(2)に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

6. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成 29 年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年平均）が15億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

7. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

(1) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(2) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

(3) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額に

については損金算入可能とすべきである。

(4) 海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

Ⅶ. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。

2. 資産税関係

- (1) 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- (2) 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- (3) 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。

3. 地方税関係

- (1) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を促進すること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。